

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第106期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社大東銀行

【英訳名】 THE DAITO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木孝雄

【本店の所在の場所】 福島県郡山市中町19番1号

【電話番号】 郡山(024)925-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営部長 三浦謙一

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目29番2号
株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3834-7511

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高橋政典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大東銀行 東京支店
(東京都台東区台東一丁目29番2号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
		第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 会計期間	第3四半期連結 会計期間	平成21年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	11,910	11,965	3,886	4,290	15,868
経常利益 (は経常損失)	百万円	657	973	205	330	1,100
四半期純利益 (は四半期純損失)	百万円	545	883	137	445	
当期純利益	百万円					1,004
純資産額	百万円			23,573	24,990	24,492
総資産額	百万円			666,148	677,144	659,320
1株当たり純資産額	円			184.80	194.71	190.99
1株当たり四半期純利益 金額 (は1株当たり四半期 純損失金額)	円	4.35	7.02	1.09	3.54	
1株当たり当期純利益 金額	円					8.01
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	3.87	6.24		3.15	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円					7.12
自己資本比率	%			3.48	3.62	3.64
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,626	21,449			7,875
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,650	1,211			5,552
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	175	250			255
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円			51,130	75,808	53,397
従業員数	人			661	672	651

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

- 4 平成21年度第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されているので、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	672 [205]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員312人を含んでおりません。
2 従業員には執行役員5名を含んでおります。
3 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	655 [200]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員304人を含んでおりません。
2 従業員には執行役員5名を含んでおります。
3 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の経営成績につきましては、経常収益は、貸出金や有価証券の利回り低下により資金運用収益は減少したものの、国債等債券売却益の増加に伴うその他業務収益の増加等により、前第3四半期連結会計期間比4億3百万円増加して42億90百万円となりました。

経常費用は、預金利息の減少及び物件費の削減等による経費の減少等により、前第3四半期連結会計期間比1億32百万円減少して39億59百万円となりました。この結果、経常利益は3億30百万円（前第3四半期連結会計期間比5億36百万円増益）、四半期純利益は4億45百万円（同5億83百万円増益）となりました。

預金につきましては、公金預金、法人預金及び個人預金のいずれも順調に推移したことなどから、前連結会計年度末比182億円増加して6,297億円となりました。

貸出金につきましては、地公体向け貸出及び住宅ローンは増加したものの、依然厳しい経済環境を受け設備資金を中心とした資金需要が低調に推移したことなどから、前連結会計年度末比17億円減少して4,260億円となりました。有価証券につきましては、前連結会計年度末比5億円減少して1,371億円となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔銀行業務〕

銀行業務では、経常収益は40億20百万円、経常利益は3億2百万円となりました。

〔リース業務〕

リース業務では、経常収益は1億75百万円、経常利益は21百万円となりました。

〔その他の業務〕

その他（クレジットカード業務、信用保証業務）では、経常収益は1億35百万円、経常利益は6百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結会計期間における資金運用収支は、国内業務部門で24億97百万円、国際業務部門で

は38百万円となり、相殺消去後の合計では25億35百万円となりました。役務取引等収支は、全体で4億6百万円、その他業務収支は、全体で2億78百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	2,576	45		2,622
	当第3四半期連結会計期間	2,497	38		2,535
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	2,982	66	14	20 3,013
	当第3四半期連結会計期間	2,796	51	9	13 2,825
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	406	20	14	20 391
	当第3四半期連結会計期間	298	13	9	13 289
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	408	14		423
	当第3四半期連結会計期間	391	14		406
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	584	30	31	583
	当第3四半期連結会計期間	600	29	27	601
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	176	15	31	160
	当第3四半期連結会計期間	209	14	27	195
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	18	5	6	17
	当第3四半期連結会計期間	268	14	4	278
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	223	14	6	230
	当第3四半期連結会計期間	439	14	4	448
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	204	9		213
	当第3四半期連結会計期間	170			170

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
- 2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第3四半期連結会計期間1百万円、当第3四半期連結会計期間1百万円)を控除しております。
- 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計額の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 5 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、6億1百万円となりました。このうち為替業務が全体の30.9%、預金・貸出業務が全体の21.3%を占めております。一方、役務取引等費用は、1億95百万円となりました。このうち為替業務が全体の21.4%を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	584	30	31	583
	当第3四半期連結会計期間	600	29	27	601
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	115		0	114
	当第3四半期連結会計期間	128		0	128
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	167	30	0	197
	当第3四半期連結会計期間	157	29	0	185
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	2			2
	当第3四半期連結会計期間	2			2
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	65			65
	当第3四半期連結会計期間	63			63
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	2			2
	当第3四半期連結会計期間	2			2
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	103		30	73
	当第3四半期連結会計期間	94		26	67
うち投信窓販業務	前第3四半期連結会計期間	79			79
	当第3四半期連結会計期間	119			119
うち保険窓販業務	前第3四半期連結会計期間	48			48
	当第3四半期連結会計期間	32			32
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	176	15	31	160
	当第3四半期連結会計期間	209	14	27	195
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	30	15	0	45
	当第3四半期連結会計期間	28	14	0	41

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	611,377	268	388	611,257
	当第3四半期連結会計期間	629,483	493	229	629,748
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	224,503		168	224,334
	当第3四半期連結会計期間	230,912		79	230,833
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	385,665		220	385,445
	当第3四半期連結会計期間	396,941		150	396,791
うちその他	前第3四半期連結会計期間	1,208	268		1,477
	当第3四半期連結会計期間	1,629	493		2,123
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	7,080			7,080
	当第3四半期連結会計期間				
総合計	前第3四半期連結会計期間	618,457	268	388	618,337
	当第3四半期連結会計期間	629,483	493	229	629,748

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
3 預金の区分は次のとおりであります。
流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	425,580	100.00	426,097	100.00
製造業	33,709	7.92	32,916	7.72
農業, 林業	1,061	0.25	821	0.19
漁業	881	0.21	849	0.20
鉱業, 採石業, 砂利採取業	824	0.19	715	0.17
建設業	30,464	7.16	29,273	6.87
電気・ガス・熱供給・水道業	275	0.07	284	0.07
情報通信業	2,978	0.70	2,413	0.57
運輸業, 郵便業	9,716	2.28	9,278	2.18
卸売業, 小売業	28,953	6.80	28,814	6.76
金融業, 保険業	17,168	4.03	20,670	4.85
不動産業, 物品賃貸業	63,019	14.81	60,336	14.16
各種サービス業	43,920	10.32	44,061	10.34
地方公共団体	50,801	11.94	54,746	12.85
その他	141,804	33.32	140,916	33.07
国際業務部門				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	425,580		426,097	

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末比122億84百万円増加して758億8百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより112億76百万円(前第3四半期連結会計期間比66億42百万円増加)になりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入、有価証券の償還による収入が、有価証券の取得による支出を上回ったことなどにより10億28百万円(前第3四半期連結会計期間比63億8百万円増加)となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出などにより 21百万円(前第3四半期連結会計期間比0百万円減少)となりました。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,286,474	126,286,474	東京証券取引所市場第一部	(注) 1
計	126,286,474	126,286,474		

(注) 1 発行済株式は全て完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

2 提出日現在発行数には、平成23年2月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(平成18年10月30日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式で、単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 3	15,716,526
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 4	103
新株予約権の行使期間	平成18年10月31日から 平成25年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 5	発行価格 103 資本組入額 (注) 6
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,100

(注) 1 当行は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行しております。

2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 株価の下落により、割当株式数(新株予約権の行使により割り当てられる株式数)が増加するものであります。

(2) 行使価額修正の基準 東京証券取引所の終値(5連続取引日平均)の93%

修正の頻度 1カ月に1回

(3) 行使価額の下限 103円

割当株式数の上限 21,500,000株

(4) 当行の決定による新株予約権付社債の繰上償還及び全部取得を可能とする旨の条項があります。

- 3 新株予約権の目的となる株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注)4記載の転換価額(ただし、(注)4第(1)号から第(5)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株(ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような行使請求を行わない。

- 4 新株予約権の行使時の払込をなすべき1株当たりの金額(以下「転換価額」という。)については当初173円であり、以後以下の通り修正する。

(1) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む、以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(3)号または第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(2) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主(以下「当行普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

- (3) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合(ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予

約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(3)号またはによる転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(4)号に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(3)号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(3)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(3)号乃至の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(3)号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(7)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(3)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。
- 本項第(3)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(3)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 本項第(3)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(3)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (7) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- 5 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注) 3 記載の交付株式数で除した金額とする。
- 6 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めの内容
買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株（ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような行使請求を行わない。
- 8 株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めの内容
(1) 買取会社は、以下に定める場合を除き、本社債を発行会社以外の第三者（以下「第三者」という。）に譲渡することはできない。
買取会社が、本契約に基づき買い取った本社債を対象とした有価証券管理処分信託を設定する目的で、買取会社が任意に選択する信託銀行に譲渡する場合、ただし、有価証券管理処分信託に基づき買取会社が保有することとなる信託受益権は第三者に譲渡することはできない。
買取会社が、過半数を出資する連結子会社である証券会社に譲渡する場合、ただし、譲渡に際しては、本社債にかかわる買取会社の権利義務は、全て譲渡先である証券会社に継承されるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、買取会社及び前項に規定される譲渡先が、本社債に付された新株予約権の行使により発行または移転される発行会社普通株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（平成18年10月30日発行）

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万 円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	12	12
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(数)	5,783,474	5,783,474
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	156.41	156.41
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万 円)	900	900

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		126,286		14,706,440		1,257,040

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社大光銀行が上位10名の大株主でなくなり、以下の株主が、上
位10名の大株主となりました。

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
双葉不動産建設株式会社	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18 番地2	1,353	1.07

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 198,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,142,000	125,142	同上
単元未満株式	普通株式 946,474		同上
発行済株式総数	126,286,474		
総株主の議決権		125,142	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式218株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大東銀行	郡山市中町19番1号	198,000		198,000	0.15
計		198,000		198,000	0.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	79	74	70	66	64	60	59	59	63
最低(円)	66	65	64	60	57	57	50	50	57

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	82,644	59,611
コールローン及び買入手形	5,342	5,000
金銭の信託	2,667	2,686
有価証券	137,186	137,700
貸出金	¹ 426,097	¹ 427,838
外国為替	264	509
リース債権及びリース投資資産	1,326	1,348
その他資産	3,469	5,033
有形固定資産	² 14,044	² 14,161
無形固定資産	1,212	1,413
繰延税金資産	2,900	2,966
支払承諾見返	7,192	8,490
貸倒引当金	7,204	7,439
資産の部合計	677,144	659,320
負債の部		
預金	629,748	611,451
借入金	2,510	1,910
外国為替	0	-
新株予約権付社債	2,100	2,100
その他負債	5,006	5,267
賞与引当金	40	156
退職給付引当金	3,144	3,133
利息返還損失引当金	47	42
睡眠預金払戻損失引当金	143	144
偶発損失引当金	209	121
繰延税金負債	42	42
再評価に係る繰延税金負債	1,967	1,967
支払承諾	7,192	8,490
負債の部合計	652,153	634,827
純資産の部		
資本金	14,706	14,706
資本剰余金	1,257	1,257
利益剰余金	9,182	8,508
自己株式	77	77
株主資本合計	25,068	24,394
その他有価証券評価差額金	2,466	2,239
土地再評価差額金	1,917	1,897
評価・換算差額等合計	548	342
少数株主持分	471	440
純資産の部合計	24,990	24,492
負債及び純資産の部合計	677,144	659,320

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	11,910	11,965
資金運用収益	9,151	8,560
(うち貸出金利息)	7,548	7,176
(うち有価証券利息配当金)	1,518	1,330
役務取引等収益	1,766	1,782
その他業務収益	743	1,416
その他経常収益	248	205
経常費用	11,253	10,991
資金調達費用	1,291	904
(うち預金利息)	1,235	849
役務取引等費用	606	670
その他業務費用	779	557
営業経費	7,052	6,929
その他経常費用	1,524 ¹	1,930 ¹
経常利益	657	973
特別利益	141	144
固定資産処分益	0	-
償却債権取立益	141	144
特別損失	10	28
固定資産処分損	10	14
減損損失	-	1
その他の特別損失	-	11 ²
税金等調整前四半期純利益	788	1,088
法人税、住民税及び事業税	54	33
法人税等調整額	160	129
法人税等合計	215	163
少数株主損益調整前四半期純利益		925
少数株主利益	26	42
四半期純利益	545	883

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	788	1,088
減価償却費	912	784
減損損失	-	1
貸倒引当金の増減()	433	234
賞与引当金の増減額(は減少)	88	116
退職給付引当金の増減額(は減少)	20	11
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	21	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	4	1
偶発損失引当金の増減額(は減少)	45	88
資金運用収益	9,151	8,560
資金調達費用	1,291	904
有価証券関係損益()	396	78
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	10	14
貸出金の純増()減	7,767	1,740
預金の純増減()	1,052	18,297
譲渡性預金の純増減()	7,080	-
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	33	600
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	5,672	622
コールローン等の純増()減	-	342
コールマネー等の純増減()	39	-
外国為替(資産)の純増()減	230	244
外国為替(負債)の純増減()	0	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	85	22
資金運用による収入	9,058	8,563
資金調達による支出	1,455	1,272
その他	379	335
小計	9,653	21,472
法人税等の支払額	26	22
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,626	21,449
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32,294	52,270
有価証券の売却による収入	5,020	30,869
有価証券の償還による収入	17,938	23,065
金銭の信託の減少による収入	12	19
有形固定資産の取得による支出	197	374
無形固定資産の取得による支出	136	97
有形固定資産の売却による収入	6	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,650	1,211

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	61	61
配当金の支払額	123	186
少数株主への配当金の支払額	2	2
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	11	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	175	250
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	198	22,410
現金及び現金同等物の期首残高	51,329	53,397
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 51,130	1 75,808

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は0百万円、税金等調整前四半期純利益は7百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予想及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																
<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>1,680百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>18,003百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>148百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,582百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 12,811百万円</p>	破綻先債権額	1,680百万円	延滞債権額	18,003百万円	3ヵ月以上延滞債権額	148百万円	貸出条件緩和債権額	2,582百万円	<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>1,848百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>18,046百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>296百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,686百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 12,614百万円</p>	破綻先債権額	1,848百万円	延滞債権額	18,046百万円	3ヵ月以上延滞債権額	296百万円	貸出条件緩和債権額	2,686百万円
破綻先債権額	1,680百万円																
延滞債権額	18,003百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	148百万円																
貸出条件緩和債権額	2,582百万円																
破綻先債権額	1,848百万円																
延滞債権額	18,046百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	296百万円																
貸出条件緩和債権額	2,686百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却58百万円、貸倒引当金繰入額851百万円、株式等償却452百万円及び株式等売却損12百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却232百万円、貸倒引当金繰入額724百万円、株式等償却256百万円及び株式等売却損505百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他の特別損失には、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額が7百万円含まれております。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																				
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>65,339</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>11,005</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>3,188</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>51,130</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	65,339	定期預け金	11,005	当座預け金	15	普通預け金	3,188	現金及び現金同等物	51,130	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>82,644</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>3,005</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>3,793</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>75,808</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	82,644	定期預け金	3,005	当座預け金	37	普通預け金	3,793	現金及び現金同等物	75,808
現金預け金勘定	65,339																				
定期預け金	11,005																				
当座預け金	15																				
普通預け金	3,188																				
現金及び現金同等物	51,130																				
現金預け金勘定	82,644																				
定期預け金	3,005																				
当座預け金	37																				
普通預け金	3,793																				
現金及び現金同等物	75,808																				

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	126,286
自己株式	
普通株式	358

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	189	1円50銭	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	10,860	681	368	11,910		11,910
(2) セグメント間の内部 経常収益	63	33	95	191	(191)	
計	10,923	715	463	12,102	(191)	11,910
経常利益	495	82	86	664	(7)	657

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1)銀行業務.....銀行業務
- (2)リース業務.....リース業務
- (3)その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結される子会社2社で構成され、銀行業を中心に、リース事業、クレジットカード事業及び信用保証事業といった金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替及び証券投資信託や保険商品等の窓口販売業務等を行っております。「リース業務」は、ファイナンス・リース等の業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	11,080	540	11,620	345	11,965		11,965
(2) セグメント間の内部経常収益	41	15	56	83	140	140	
計	11,121	555	11,677	429	12,106	140	11,965
セグメント利益	821	44	865	111	977	3	973

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業、信用保証業であります。
3 セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去であります。
4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	1		1		1

(のれんの金額の重要な変動)

該当ありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当ありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当第3四半期連結会計期間末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は900百万円増加、「繰延税金資産」は212百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は687百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

- 1 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。
- 2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,999	5,206	206
社債	5,291	5,468	177
その他	1,500	1,486	13
合計	11,791	12,161	369

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	9,217	7,008	2,208
債券	94,376	96,027	1,650
国債	44,494	45,151	657
地方債	6,190	6,197	6
社債	43,691	44,678	986
その他	22,724	21,711	1,012
合計	126,318	124,747	1,570

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、256百万円(うち株式256百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,667	2,667	

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	194.71	190.99

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	4.35	7.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	3.87	6.24

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	545	883
普通株主に帰属しない 金額	百万円		
普通株式に係る 四半期純利益	百万円	545	883
普通株式の期中 平均株式数	千株	125,445	125,931
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	15,716	15,716

(重要な後発事象)

当行は、平成23年1月7日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり劣後特約付無担保社債2,000百万円を発行いたしました。あわせて、同日開催の取締役会において、平成23年3月に劣後特約付借入金1,910百万円を弁済することを決議いたしました。

社債の名称	株式会社大東銀行第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付並びに適格機関投資家限定分付及び分割制限付少数人数私募)
社債の総額	金20億円
発行価額	各社債の金額100円につき100円
利 率	当初5年間 年3.22% 5年目以降 6ヶ月ユーロ円LIBOR + 4.00%
払込期日	平成23年1月28日
償還方法	期日一括償還
償還期限	平成33年1月28日
資金の用途	長期運転資金

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	3,886	4,290
資金運用収益	3,013	2,825
(うち貸出金利息)	2,485	2,359
(うち有価証券利息配当金)	502	448
役務取引等収益	583	601
その他業務収益	230	448
その他経常収益	57	414
経常費用	4,092	3,959
資金調達費用	393	290
(うち預金利息)	373	272
役務取引等費用	160	195
その他業務費用	213	170
営業経費	2,364	2,266
その他経常費用	959	1,036
経常利益(又は経常損失())	205	330
特別利益	47	51
固定資産処分益	0	-
償却債権取立益	47	51
特別損失	9	3
固定資産処分損	9	2
その他の特別損失	-	0
税金等調整前四半期純利益(又は税金等調整前四半期純損失())	167	378
法人税、住民税及び事業税	26	13
法人税等調整額	74	83
法人税等合計	48	70
少数株主損益調整前四半期純利益	18	449
少数株主利益	18	3
四半期純利益(又は四半期純損失())	137	445

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 その他経常費用には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額512百万円、株式等償却406百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却6百万円、貸倒引当金繰入額677百万円、株式等売却損277百万円を含んでおります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,548	212	124	3,886		3,886
(2) セグメント間の内部 経常収益	15	6	30	53	(53)	
計	3,564	219	155	3,939	(53)	3,886
経常利益(は経常損失)	286	26	54	205	(0)	205

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

(所在地別セグメント情報)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(国際業務経常収益)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(セグメント情報)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連 結損益計 算書計上 額
	銀行業務	リース業 務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	4,010	171	4,181	108	4,290		4,290
(2) セグメント間の内部 経常収益	10	4	14	27	41	41	
計	4,020	175	4,196	135	4,332	41	4,290
セグメント利益	302	21	323	6	330	0	330

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業、信用保証業であります。
- 3 セグメント利益の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。
- 4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当ございません。

1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純 損失金額)	円	1.09	3.54
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円		3.15

(注) 1株当たり四半期純利益金額(は1株当たり四半期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失 金額)			
四半期純利益 (は四半期純損失)	百万円	137	445
普通株主に帰属しない 金額	百万円		
普通株式に係る 四半期純利益 (は普通株式に係る 四半期純損失)	百万円	137	445
普通株式の期中 平均株式数	千株	125,469	125,928
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	千株		
普通株式増加数	千株		15,716

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社 大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社 大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年1月7日開催の取締役会決議に基づき、平成23年1月28日に劣後特約付社債を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。